

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年3月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のために>

○ことぶき絵手紙サークル様（中ノ島町）	5,000円
○（公社）北見地方法人会女性部会様（北3条東）	30,000円
○国際ソロプチミスト北見様（本町）	30,000円

### <福祉推進のために等>

○（公社）北見地方法人会様（北3条東）	100,000円
---------------------	----------

### <故人が生前お世話になったため>

○桃井 竹代 子供一同様	10,000円	○安藤 義彦様（端野町）	50,000円
○深田 英明様（端野町）	30,000円	○亀田 正義様（端野町）	5,000円
○尾崎 忠義様（端野町）	30,000円	○中野 米子様（端野町）	30,000円
*井原 恵美子様（常呂町）		○林 俊光様（常呂町）	40,000円
○河村 光彦様（常呂町）	30,000円	○信太 達裕様（留辺蘂町）	10,000円
○三島 保彦様（留辺蘂町）	10,000円	○柴田 ミヤ子様（留辺蘂町）	10,000円
○藤谷 秀紀様（留辺蘂町）	20,000円	○田辺 誠郎様（留辺蘂町）	30,000円
○小川 一様（留辺蘂町）	10,000円		